

# 平成20年度指定管理者監査(福祉園)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象課
平成20年10月7日(火)	指定管理者 (加賀福祉園) 社会福祉法人 同愛会 (徳丸福祉園) 社会福祉法人 大泉旭出学園 所管課 障がい者施設課

## 2 実施場所

監査委員室及び各施設  
(加賀福祉園・徳丸福祉園)

## 3 監査の範囲

### (1) 指定管理者

平成19年度の施設管理業務に関する出納及びその他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### (2) 所管課

平成19年度の福祉園の指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 4 監査の着眼点

### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成20年度指定管理者監査（榛名林間学園）結果報告書

### 1 実施年月日

(1) 平成20年11月10日（月）

指定管理者（株式会社 フードサービスシワ）

(2) 平成20年11月25日（火）

所管課（生涯学習課）

### 2 実施場所

(1) 所管課 監査委員室

(2) 指定管理者 榛名林間学園

### 3 監査の範囲

(1) 所管課 平成19年度榛名林間学園の指定管理者に関する財務事務  
（施設及び備品の管理状況を含む）

(2) 指定管理者 平成19年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
（施設及び備品の管理状況を含む）

### 4 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成20年度指定管理者（教育科学館）定期監査結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

- (1) 平成20年11月25日（火）  
所 管 課（生涯学習課）
- (2) 平成20年11月26日（水）  
指定管理者（株式会社 学習研究社）

### 2 実施場所

- (1) 所 管 課 監査委員室
- (2) 指定管理者 教育科学館

### 3 監査の範囲

- (1) 所 管 課 平成19年度教育科学館の指定管理者に関する財務事務（施設及び備品の管理状況を含む）
- (2) 指定管理者 平成19年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行（施設及び備品の管理状況を含む）

### 4 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。  
ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

### 6 指導事項

- (1) 協定書に基づいた履行確認を行うべきもの

生涯学習課は、板橋区立教育科学館の管理運営について、基本協定第19条及び年度協定第6条に規定する業務報告書により、履行の確認を行うこととなっている。

今回監査を実施したところ、保守点検の実施状況、人員配置の状況など教育科学館の運営状況の把握が十分ではなかった。

各月の事業報告書を精査し、履行確認を適正に行われたい。

(生涯学習課)

# 平成 20 年度指定管理者監査(ふれあい館)結果報告書

## 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	対 象 課
平成 20 年 12 月 19 日(金)	指定管理者 仲町ふれあい館 社会福祉法人 奉優会 徳丸ふれあい館 ビューティビルサービス 株式会社 所管課 生きがい推進課

## 2 実施場所

監査委員室及び各施設（仲町ふれあい館、徳丸ふれあい館）

## 3 監査の範囲

### (1) 指定管理者

平成 19 年度の施設管理業務に関する出納及びその他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### (2) 所管課

平成 19 年度のふれあい館の指定管理に対する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

## 4 監査の着眼点

### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

## 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 平成20年度指定管理者監査(こぶし保育園)結果報告書

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成21年1月26日(月)	<b>【指定管理者】</b> 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ <b>【所管課】</b> 保育サービス課

### 2 実施場所

監査委員室及びこぶし保育園

### 3 監査の範囲

#### 【指定管理者】

平成19年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)

#### 【所管課】

平成19年度こぶし保育園の指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)

### 4 監査の着眼点

#### 【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 間係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

#### 【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 委託業務の履行確認は、清算報告書又は実績報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

### 5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

## 6 指導事項

### (1) 財政状況を的確に把握すべきもの

指定管理者における決算書は、当該施設に係る管理業務の経理が明らかであることが必要である。

今回の監査において、決算書等を見たところ、繰越金や一時保育料が計上されておらず、こぶし保育園全体の会計が明確ではなかった。

また、年度協定書第10条第3項に定める各々の積立金については、現在高を確認できなかった。

さらに、繰越金や積立金について、指定管理者の期間満了や指定取消しの際の取扱いが不明瞭である。

保育サービス課は、こぶし保育園の経理や積立金の全体が明確となる決算書等を求め、これにより財政状況を的確に把握するとともに、今後の積立金や繰越金の取扱いを明確にして、経理全体に遺漏のないよう留意されたい。

(保育サービス課)